

パブリックコメント等のご意見の  
浜田市協働のまちづくり推進計画（案）への反映一覧

No.	変更前 ※「第 6 回検討部会で配布した計画書」 のページ番号	変更後 ※「今回に配布した計画書」のページ番号	変更理由
1	P10 (5) 協働の主体 ・事業者の説明 「事業者は、本来営利団体ではありますが、近年は企業の社会的責任（CSR）という概念の広がりにより、事業者の公益的活動としての協働は今後、進んでいくと思われます。」	次のとおり修正（P10） 「事業者は、本来営利団体ではありますが、近年は企業の社会的責任（CSR）や共通価値の創出（CSV）という概念の広がりにより、事業者の公益的活動としての協働は今後、進んでいくと思われます。」	パブリックコメントにより追記 「P10 企業の社会的責任（CSR）との記載は「共通価値の創造（CSV：Creating Shared Value）」とすべきではないか。」
2	P16 (2) 意識調査から見えてきた協働の現状と課題	次のとおり修正 ① P16「ア 協働のまちづくりへの意識」の欄に「条例の認知度」の結果を加える。 ② P17「イ まちづくりへの参画」の欄に「町内会への加入」及び「市政の中で関心がある分野」の結果を加える。 ③ P19「ウ まちづくり活動団体」の欄に「町内会運営の課題」及び「協働の相手先」、「NPO 法人運営の課題」の結果を加える。 ④ P22「エ まちづくりセンターの現状」の欄に「まちづくりセンターの利用等」の結果を加える。 ⑤ P23「オ 市職員の現状」の欄に「協働のまちづくりを進めるための有効な施策」及び「町内会への加入」の結果を加える。	地域協議会及び協働のまちづくり検討部会からの意見により追記 <地域協議会> 計画書（案）P16～20 までの「協働の現状と課題」の根拠となる「市民等及び市職員の意識調査」について調査概要を含め全集計結果をこの計画書の添付資料とし、所要の変更を加え策定・公表してください。 計画本文でも折角実施したアンケート調査概要について今少し詳しく触れるべきです。またアンケート結果に関しても、「意識調査から見えてきた協働の現状と課題」というタイトルにしては、5 ページというボリュームは圧倒的に不足。特に「まちづくり活動団体 1 項目」「まちづくりセンターの現状 1 項目」「市職員の現状 2 項目」で「協働の現状」を記述できているはとても言い難い。 <協働のまちづくり検討部会> 浜田市総合振興計画審議会への中間報告では、当初

No.	変更前 ※「第6回検討部会で配布した計画書」 のページ番号	変更後 ※「今回に配布した計画書」のページ番号	変更理由
			<p>スケジュールの変更をしてまで行った市民等意識調査に関する結果が、調査概要も省かれた一部（市民アンケートのクロス集計のみ）となり、職員意識調査結果に至っては全部が省かれています。何故か？</p> <p>アンケートの実施については、条例第2条第1項1号及び同条第2号の推進に向け、対象を条例第2条第1項第7号に高等教育機関を加えたもの、また条例第7条第2号に定める「市の職員」を対象とし、必要な現状の把握をするために条例第6条第3項に基づき条例第9条第1項第4号に定めたものを実施したと理解している。</p> <p>従って、その結果の全部を報告することで計画本文の記述との整合性についてのチェックがなされるべきと考えます。</p> <p>よって次回部会では、これらを下欄構成にてきちんと報告し、計画に所要の変更を加えたものを提示して下さい。</p> <p>また、協働のまちづくりに関する浜田市の現状把握のために行われたアンケート結果を市民等と共有できないとすれば、それは「協働」の名に恥ずべき行為です、条例第6条第1項及び同条第2項、並びに条例第16条第1項に抵触すると考えます。</p>

No.	変更前 ※「第6回検討部会で配布した計画書」 のページ番号	変更後 ※「今回に配布した計画書」のページ番号	変更理由
3	P22「1 理念の共有」 ② 出前講座の開催 「市民等が研修会等を開催する場合は、市から講師を派遣し、条例や協働のまちづくり等、市の施策や制度等について分かりやすく説明します。」	次のとおり修正（P27） 「市民等が <b>出前講座等</b> を開催する場合は、市から講師を派遣し、条例や協働のまちづくり等、市の施策や制度等について分かりやすく説明します。 <b>併せて、市民等に対し、出前講座等の開催の働きかけを行います。</b> 」	総合振興計画審議会からの意見により追記 「市民等が研修会等を開催する「場合は」とあるが、要請がないと進まないのであれば意味がないので、市民任せにするのではなく、行政が率先して研修会を開催するなどの文言にして欲しい。」
4	P23「3 情報発信、共有の推進」 ② 協働事例集の作成 「市民等と市が協働で実施した事業を取りまとめ、「協働事例集」を作成します。」	次のとおり修正（P27） 「市民等と市が協働で実施した事業を取りまとめ、「協働事例集」を作成し、 <b>様々な媒体や機会を活用して市民等への周知を図ります。</b> 」	総合振興計画審議会からの意見により追記 「作成した後のことまで目的を含めて言及してほしい。」
5	P23「4 若い世代が参加しやすい機会づくり」 若い世代と年配者との世代間交流を促進し、幅広い世代で担い手を育成するとともに、地域活動の継承を進めます。	次のとおり修正（P27） 若い世代（ <b>UIターン者を含む。</b> ）と年配者との世代間交流を促進し、幅広い世代で担い手を育成するとともに、地域活動の継承を進めます。	総合振興計画審議会からの意見により追記 「4 若い世代が参加しやすい機会づくり」とありますが、先の話に戻りますが、若年層がそもそも町内会に入っているのかも疑問です。若年層で言えば、総合振興計画では若年層の定住や移住促進も大きなテーマになっているのに、まちづくり推進計画でよそから来られた移住者や定住者に向けた表記がないのは整合性が取れないのではと思います。
6	P26「2 活動拠点の整備」 ② まちづくりセンターの整備 「石見地区において、地域活動や市民活動等のまちづくり活動の拠点施設として、（仮称）石見第2まちづくりセンターの整備を図ります。」	仮称を変更（P29） 「石見地区において、地域活動や市民活動等のまちづくり活動の拠点施設として、石見まちづくりセンター（仮称） <b>長沢サブセンター</b> の整備を図ります。」	事務局修正

No.	変更前 ※「第6回検討部会で配布した計画書」 のページ番号	変更後 ※「今回に配布した計画書」のページ番号	変更理由
7	P30「1 協働推進体制の整備」 ① 協働推進員の指定 「各部署に協働を推進するため職員（協働推進員）を指定するとともに、協働推進員を対象とした研修会等を実施します。」	各部署を各課に変更（P34） 「各課等に協働を推進するため職員（協働推進員）を配置するとともに、協働推進員を対象とした研修会等を実施します。」	事務局修正
8	P31「2 市民参画機会の確保」 ① 地域協議会との連携 「地域の課題や問題を取り上げ、より良いまちづくりを推進するため、地域協議会と連携し、市の重要施策や地域の施策や課題について調査審議していただきます。」	次のとおり修正（P35） 「市の重要施策、一体となったまちづくり等を調査審議するため、市長の附属機関として設置された地域協議会と連携し、地域の課題や問題について協議します。」	総合振興計画審議会からの意見により追記 「この説明について、主語があいまいなのでよくわからない。誰が審議するのか、もっと明確にして欲しい。」
9	P31「2 市民参画機会の確保」	「⑤ 意見・要望の把握」を追記（P35） 「市が行う事業や施策に対する市民等からの意見・要望・提言等については、その内容を検討し、より多くの市民等の意見が当該事業や施策に反映できるよう努めます。」	パブリックコメントにより追記 「協働推進本部」において行う自己点検や検証とありますが、具体的に何をどう点検検証するのか分かりません。自己による点検や検証をただでは改善されないことも多いと思われるため、市民等からこういった課題が寄せられたか、原因をどう考え、どのように解決したのか、取り組んでいるのかという検証も行う必要があります。協働推進本部が行う自己点検、検証の目的と内容を具体的に示し、市民による意見や提案等にどう対応したのかについても点検項目に加えてください。市がまちづくりに関する課題について受け付けた内容や、それらに対する対応をどうしたのかが可視化される仕組みづくりについて、ぜひ計

No.	変更前 ※「第6回検討部会で配布した計画書」 のページ番号	変更後 ※「今回に配布した計画書」のページ番号	変更理由
			<p>画に具体的に示してください。それが、自己点検に役立ち、市民等へのまちづくりに関する情報提供にもなります。</p> <p>協働のまちづくり推進条例が施行されて9ヶ月過ぎました。歴史文化保存展示施設、災害対応、パブリックコメント制度への対応、市民の権利を制限する規則の施行、さまざまな疑問点について市に説明を求めましたが、前例のない決定について合理的な説明も無いもの、市の意思決定について経緯や理由が公文書に残っていないため検証できない例がありました。協働のまちづくり推進条例の第4条2に「市民等は、まちづくりに関する情報を知る権利を有する。」とあります。また、第6条では「市は基本理念にのっとり、市民等がまちづくりについて自ら考え、参画することができるよう、必要とするまちづくりに関する情報を積極的に提供するものとする。2 市は、市民等にまちづくりについて分かりやすく説明するとともに、市民等からの質問等に対して誠意をもって対応するものとする。3 市は、市民等が参画する様々な機会を積極的に設け、市民等の考え、意見等を把握し、まちづくりに反映するよう努めるものとする。」とあります。つまり、市はまちづくりに関する情報を積極的に提供することになっていますが、意思決定の過程を公文書に残していないため正解と言える説明が受けられないことがありました。</p> <p>具体的に浜田市庁舎管理規則を令和3年8月31日に改正、翌日9月1日施行していますが、これまで「許</p>

No.	変更前 ※「第6回検討部会で配布した計画書」 のページ番号	変更後 ※「今回に配布した計画書」のページ番号	変更理由
			<p>可行為」(申し出があれば許可していたもの)であった庁舎内での撮影や録音を「禁止行為」(申し出があっても許可しない9に変更しました。この理由を担当課に尋ねると、担当課は「即答しかねる。課長に確認して回答する。」と言われました。その後課長の回答として「映像等を編集して、市が意図しない誤った情報としてSNSへアップされる恐れがあるため、禁止行為とした」という内容の説明を受けました。市民や事業者が各担当課の窓口へ相談に行き、その内容が相談者にとって大切であれば、内容を記録し後日確認したい場合もあります。許可なく撮影させると、執務スペース内の職員の机やパソコンのモニター等に写されてはいけない情報がある場合も考えられるため、撮影に許可を要するのは理解できますが、録音ではそういう心配はありません。一部の人のSNSへのアップを防ぐために、全ての人に記録のための録音まで禁止したという回答であり、経緯や理由、改正の過程での議論を知りたいと思い、改正に関する起案書、法令審査会の資料を見せてもらいましたが、どこにも具体的に改正が必要と考える理由がありません。そして、経緯の説明も改正が必要な理由も示さない起案が決裁を受け、法令審査会を通過して規則が施行され、住民は不当に権利を制限されています。市の意思決定の過程について後から検証することもできず、市民に正しい説明もできないという異常な状態です。))」</p>

No.	変更前 ※「第6回検討部会で配布した計画書」 のページ番号	変更後 ※「今回に配布した計画書」のページ番号	変更理由
10	P32「3 地域資源や課題の共有」 ① 円卓会議の促進 「地域の特性や課題に応じた取組が進むよう、話し合いの場を設けるよう促すとともに、職員も積極的に参加し、地域内における資源や課題を共有します。」	次のとおり修正 (P36) 「地域の特性や課題に応じた取組を進めるため、まちづくり活動団体が話し合いの場を設けることを促すとともに、職員も積極的に参加し、地域内における資源や課題を共有します。」	地域協議会からの意見により追記 推進計画(案)8ページに市の役割として、「市民等が参画する様々な機会を積極的に設け」とあり、32ページの①円卓会議の促進では、「話し合いの場を設けるように促す」とある。 「設ける」と「促す」では大きな違いがあるが市はどちらを考えているのか？
11	P32「3 地域資源や課題の共有」	「③ 事業者との連携」を追記 (P36) 「事業者の特性や専門性を活かし、公民連携による市民サービスの向上や地域課題の解決に向けた取組を進めます。また、事業者が取り組む公益的活動をまちづくり活動団体に情報提供することにより、事業者とまちづくり活動団体との協働の機会創出や連携強化に努めます。」	パブリックコメントにより追記 P21「方針別施策体系 IV協働の仕組みづくり」の中に、民間企業との連携(公民連携)の記載を追記すべきではないか。具体的には指定管理制度に留まらず、PPP/PFIの活用や包括管理委託への取組みなど民間企業の活用・連携を推進すべきである。また、民間提案等の窓口を常設化するなどの仕組みづくりを期待する。
12	P39 資料編	市民等及び市職員の意識調査結果報告書を掲載 (P66)	パブリックコメント、地域協議会、総合振興計画審議会、協働のまちづくり検討部会により追加 <パブリックコメント> 一見してイラストや写真が多く使われ、「4協働の現状と課題」ではアンケート」結果に円グラフや棒グラフを用い、また資料編も充実している割にコンパクトにまとめられ、分かり易く感じました。 ですが、大変残念なことにアンケートが誰(何?)を対象にどの様に行われたかという概要も含めた結果が添付資料として付いていません。「協働のまちづくり」の指標をなる推進計画に初めての共有すべき情報がないということに大きな違和感を持ちます。

No.	変更前 ※「第6回検討部会で配布した計画書」 のページ番号	変更後 ※「今回に配布した計画書」のページ番号	変更理由
			<p>大変失礼な表現ですが、この計画作成に携わった方々が条例に定めのある「協働」という言葉をきちんと理解しておられますか？このままでは先行きに不安があります。直ちにアンケート結果全てを推進計画の資料として公開することで「情報の共有」を実現して下さい。</p> <p>&lt;地域協議会&gt;  計画書（案）P16～20 までの「協働の現状と課題」の根拠となる「市民等及び市職員の意識調査」について調査概要を含め全集計結果をこの計画書の添付資料とし、所要の変更を加え策定・公表してください。</p> <p>計画本文でも折角実施したアンケート調査概要について今少し詳しく触れるべきです。またアンケート結果に関しても、「意識調査から見えてきた協働の現状と課題」というタイトルにしては、5 ページというボリュームは圧倒的に不足。特に「まちづくり活動団体 1項目」「まちづくりセンターの現状 1項目」「市職員の現状 2項目」で「協働の現状」を記述できているはとても言い難い。</p> <p>&lt;総合振興計画審議会&gt;  中間報告に添付されていなかった「アンケート結果の報告書」の提出を求めるべきと考えます。</p> <p>&lt;理由&gt;  アンケート結果は計画本文の根拠となるものであり、また市民等と共有されなければならない情報であることから、計画書資料として付随すべきものと考え。 (条例第6条第1項及び同条第2項、並びに条例第16条第1項関係)</p> <p>&lt;協働のまちづくり検討部会&gt;</p>

No.	変更前 ※「第6回検討部会で配布した計画書」 のページ番号	変更後 ※「今回に配布した計画書」のページ番号	変更理由
			<p>浜田市総合振興計画審議会への中間報告では、当初スケジュールの変更をしてまで行った市民等意識調査に関する結果が、調査概要も省かれた一部（市民アンケートのクロス集計のみ）となり、職員意識調査結果に至っては全部が省かれています。何故か？</p> <p>アンケートの実施については、条例第2条第1項1号及び同条第2号の推進に向け、対象を条例第2条第1項第7号に高等教育機関を加えたもの、また条例第7条第2号に定める「市の職員」を対象とし、必要な現状の把握をするために条例第6条第3項に基づき条例第9条第1項第4号に定めたものを実施したと理解している。</p> <p>従って、その結果の全部を報告することで計画本文の記述との整合性についてのチェックがなされるべきと考えます。</p> <p>よって次回部会では、これらを下欄構成にてきちんと報告し、計画に所要の変更を加えたものを提示して下さい。</p> <p>また、協働のまちづくりに関する浜田市の現状把握のために行われたアンケート結果を市民等と共有できないとすれば、それは「協働」の名に恥ずべき行為です、条例第6条第1項及び同条第2項、並びに条例第16条第1項に抵触すると考えます。</p>